

2. 工事監理

概要

本業務は、公共事業を中心とした建設工事において、設計図書に基づき、予定の工期内に工事を完了し、施工の経過及び実態の詳細な記録書類を確認、管理し、また、監督員、監督官庁、会計検査院等の検査、監督に対応し、品質と工期を管理する業務です。具体的な業務内容は次の表にあるようなものですが、これ以外のご要望、あるいは、これらのうち一部分だけの監理業務といったご要望にもお応えできます。

業務実施のメリットや効果

- ① お客様に替わって工事が設計図書に基づいて行われているかを確認します。
- ② 長い工事期間中の予想外の事態においても、お客様の立場に立って解決法を探ります。

OECでは、工事監理方針・設計意図の説明から、工事と設計図書との照合及び確認、最終支払い請求の審査に至るまで経験豊富な社員が一貫して対応しております。特に、プラント、土木と密接な関連のある工事においては、自社の各分野専門家の協力を得て、広い視点から監理を行います。

工事監理に関する標準業務

項目	業務内容
(1)工事監理方針の説明等	(i)工事監理方針の説明 工事監理の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について建築主に説明する。
	(ii)工事監理方法変更の場合の協議 工事監理の方法に変更の必要が生じた場合、建築主と協議する。
(2)設計図書の内容の把握等の業務	(i)設計図書の内容の把握 設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな、矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、建築主に報告し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認する。
	(ii)質疑書の検討 工事施工者から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質(形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。)確保の観点から技術的に検討し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認の上、回答を工事施工者に通知する。
(3)施工図等を設計図書に照らして検討及び報告する業務	(i)施工図等の検討及び報告 設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工図(躯体図、工作図、製作図等をいう。)、製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。
	(ii)工事材料、設備機器等の検討及び報告 設計図書の定めにより、工事施工者が提案または提出する工事材料、設備機器等(当該工事材料、設備機器等に係わる製造者及び専門工事業者を含む。)及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。
(4)工事と設計図書との照合及び確認	工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。
(5)工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等	工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおりに施工しない理由について建築主に書面で報告した場合においては、建築主及び工事施工者と協議する。
(6)工事監理報告書等の提出	工事と設計図書との照合及び確認を全て終了後、工事監理報告書等を建築主に提出する。

(出典：国土交通省告示第15号)

その他の標準業務

項目	業務内容	
(1)請負代金内訳書の検討及び報告。	工事施工者から提出される請負代金内訳書の適否を合理的な方法により検討し、建築主に報告する。	
(2)工程表の検討及び報告	工事請負契約の定めにより工事施工者が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。	
(3)設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告	設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工計画(工事施工体制に関する記載を含む。)について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。	
(4)工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i)工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	工事施工者の行う工事が工事請負契約の内容(設計図書に関する内容を除く。)に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的な方法により確認を行う。なお、確認の結果、適合していない箇所がある場合、工事施工者に対して是正の指示を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。
	(ii)工事請負契約に定められた指示、検査等	工事請負契約に定められた指示、検査、試験、立会い、確認、審査、承認、助言、協議等(設計図書に定めるものを除く。)を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。
	(iii)工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあつては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。
(5)工事請負契約の目的物の引渡しの立会い	工事施工者から建築主への工事請負契約の目的物の引渡しに立会う。	
(6)関係機関の検査の立会い等	建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に必要な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめるとともに、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。	
(7)工事費支払いの審査	(i)工事期間中の工事費支払い請求の審査	工事施工者から提出される工事期間中の工事費支払いの請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、建築主に報告する。
	(ii)最終支払い請求の審査	工事施工者から提出される最終支払いの請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、建築主に報告する。

(出典:国土交通省告示第15号)